

福岡県公報

令和6年11月19日
第549号

目次

告示(第714号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1

○特定危険薬物の指定の失効 (薬務課) …………… 2

○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催
(県土整備企画課) …………… 2

公安委員会

○特例施設占有者の指定に係る審査基準の一部改正 (警察本部会計課) …………… 3

告 示

福岡県告示第714号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
豊前市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市富地原字惣原1072番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市富地原1075番地1

学校法人秋山学園

理事長 秋山 秀二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字天山304番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市二日市南三丁目6番5-702号

堀 明美、(堀 貴裕)

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和6年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 N, N-ジエチル-2-[2-[(4-フルオロフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類

(2) 化学名 N, N-ジエチル-2-[2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類

(3) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(4) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第151号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和6年11月16日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

令和6年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

令和6年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和6年11月26日（火） 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区千代一丁目20-31

福岡県千代合同庁舎8階 C801A・B会議室

3 予定議案（審議順）

(1) 道路事業（（主）添田赤池線（糸田2工区））について

(2) 街路事業（（都）境口鴨生田線外6線）について

(3) 砂防事業（今宿谷川3）について

(4) 道路事業（（主）飯塚福岡線（金生工区））について

(5) 街路事業（（都）行橋停車場線）について

(6) 河川事業（西川）について

(7) 河川事業（戸切川）について

(8) 砂防事業（奥田川）について

(9) 砂防事業（用山川4）について

(10) 砂防事業（本村川）について

(11) 急傾斜地崩壊対策事業（北石釜地区）について

(12) 急傾斜地崩壊対策事業（東油山地区）について

(13) 下水道事業（遠賀川下流域）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第273号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、特例施設占有者の指定に係る審査基準の一部改正について、次のとおり意見を募集する。

令和6年11月19日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和6年11月8日から同年12月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課財務監査室に備え置く。